

世田谷区告示第455号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称

下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域

世田谷区松原三丁目、松原四丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各地内

3 縦覧場所

世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課